

【薬物乱用防止について】

東京都福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策係 主任 前田恭兵

①平成 25 年の薬物による検挙者数から見ると、薬物事犯の 14%は都内で発生している。

②薬物は、たとえ 1 回でも乱用となり、依存症につながる。薬物依存症になってしまうと、本人の意思のみによる更生は不可能であり、病院や専門施設での治療が不可欠となる。

薬物乱用となってしまうと、自らの身体を害するだけでなく、他の犯罪を引き起こすなど様々な影響を及ぼす。

乱用される薬物としては、覚醒剤、大麻、麻薬、シンナー、向精神薬等の医薬品、危険ドラッグがある。

③薬物を乱用すると、自分の意志ではコントロールできなくなり、薬物精神病、フラッシュバック等を引き起こす。

④昨今、話題となっている危険ドラッグについては、「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見ただけでは人体摂取用と思われないよう目的を偽装して販売される薬物で、麻薬や覚醒剤の構造を一部変更して法の網を潜り抜けている。販売店だけでなく、インターネットや宅配など多様化しているが、東京都は、国や警視庁等とも連携して、危険ドラッグの取締りを強化している。